

2020年

こまづがわ地域号

制作：広報部 ぼくら

題字：宗新光さん

社会福祉法人ひらイルミナル

地域活動支援センターこまづがわ

〒132-0034 東京都江戸川区小松川2-9-2 1階

☎ 03-5858-6421(代表)



3号続いた「地域猫」特集は今号でひと段落です。今号では、江戸川区が行っている地域猫活動を紹介します。

🐾「飼い主のいない猫対策支援事業」🐾

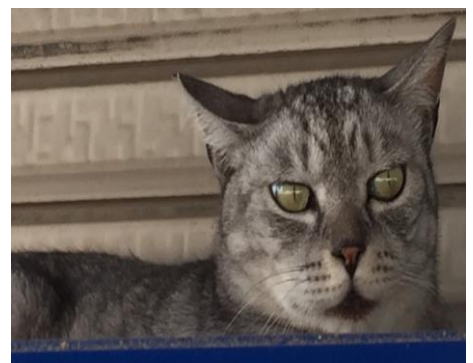
2012年度より江戸川区で開始された「飼い主のいない猫対策支援事業」。ボランティア団体と地域の協力のもと、飼い主のいない猫を「地域猫」として管理する事業です。具体的にはTNR（Trap：捕獲し、Neuter：不妊去勢手術を行い、Return：元の場所に戻す）を中心とした「地域猫活動」の支援が主な内容です。これに加え、マナーにのっとったエサやりやトイレの設置、清掃、捨て猫の防止などの周知や啓発などで人間と猫の共存を目指し、地域環境の改善を行う事業です。事業の開始当初、江戸川区は殺処分数において、都内最多という不名誉な記録を持っていました。それを解消すべく、江戸川区が開始したのが同事業です。要件を満たしたボランティア団体が、ノラ猫の不妊去勢手術で助成金が受けられるなど、飼い主のいない猫を減らすことで環境保全を目指す支援制度です。同事業は2012年度は146匹、翌2013年度には158匹の不妊去勢手術を行い、これまで一定の成果をあげています。この取り組みを持続的に推し進め、飼い主のいない猫をゼロとし、猫と人間の共生できる街を作ることがねらいです。

また区では、「飼い主のいない猫対策支援事業」の支援団体が管理・保護している猫の里親譲渡活動も支援しています。愛情と責任をもって終生飼育できること、完全室内飼いできることが里親になる最低限の条件です。猫の飼い主になりませんか？詳細は右下の区のQRコードをご参照ください。

🐾「ぼくら」の思い🐾

2019年に改正された「動物愛護管理法」。これにより、「動物虐待罪」が厳罰化されました。しかしそうでありながら、いまだ捨て猫や虐待が後を絶ちません。動物の虐待は犯罪です。当編集部においても、このことを周知する必要があると考えます。この一連の地域猫特集を編むにあたり、ボランティア、エサやりをされている方といった多くの人かにお話を伺う機会がありました。その際、口を揃えて「外猫を気にかけてくれている人がいてよかった」とおっしゃっていたのが印象に残っています。その言葉に強い本心を感じ、我々もその願いをこめて執筆しました。

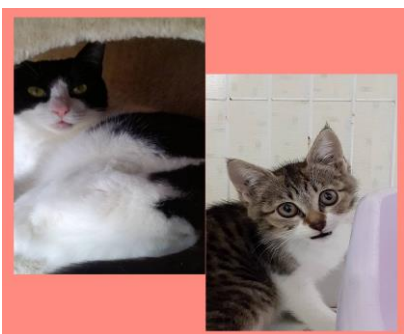
この記事を読んでくださった方が、これを機に外猫のことを気にかけてくだされば幸いです。



江戸川区「ペット・動物」情報ページ



協力：平井・小松川Shippoの会



8月24日時点里親募集中。お問合せは右記QRコードまで